入札制度の改善

メタデータ	言語: jpn			
	出版者: 株式会社 ぎょうせい			
	公開日: 2022-03-29			
	キーワード (Ja):			
	キーワード (En):			
	作成者: 木村, 俊介			
	メールアドレス:			
	所属:			
URL	http://hdl.handle.net/10291/22256			

3 入札制度の改善

岐阜県財政課長 木村 俊介

〔細 目 次〕

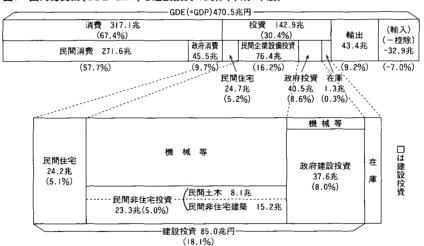
- I 我が国の建設業の現状
 - 1 我が国における建設投資の位置づけ/2 我が国の建設業界の産業構造上の特徴
- II 現行の公共入札制度
 - 1 国の入札制度/2 地方公共団体の入札制度/3 一般 競争入札制度と指名競争入札制度との比較/4 諸外国にお ける入札制度
- III 入札制度が直面する課題と取組みの経緯
 - 1 我が国の入札制度をめぐる主な動き/2 入札制度の改善をめぐる国及び地方公共団体の取組み
- IV 地方公共団体の入札制度改善に対する取組み
 - 1 岐阜県の取組み事例/2 その他の取組み事例
- V 入札制度のこれからの課題
 - 1 新たな事務/2 新たな事務に対応する予算及び体制/
 - 3 新たな実務上の課題

I 我が国の建設業の現状

1 我が国における建設投資の位置づけ

我が国の建設投資は、平成5年度で約85兆円に上る見通しとなっている。これは国内総支出(GDE)全体の約18.1%を占める。更に建設投資の内訳をみてみると、政府投資(いわゆる公共事業)が約37兆円であり、全体の4割を占めている。このように、建設投資が我が国経済に占める比重は大きく、それを支える建設業界は、我が国の産業界全体の中で重要な位置を占めている(図1参照)。

図1 国内総支出(GDE=GDP)と建設投資の関係(平成5年度)



(出典) 平成6年版「建設白書」

- 注)1. 国内総支出の内訳(上図)は政府経済見通し(6年3月)より作成。 建設投資の内訳(下図)は建設省 [平成6年度建設投資見通し」(6年6月)より作成。 このため、民間住宅投資は上図と下図で若干数値が異なる。
 - 2. ()内は対国内総支出比。

2 我が国の建設業界の産業構造上の特徴

我が国の建設業界には、次のような産業構造上の特徴がみられる。

- ① 全国で約53万の建設業者(許可業者)が存在し、就業者数は約630万 人である。これは、我が国の全就業人口の約10人に1人が建設業に従事 していることを意味する。
- ② 約53万の建設業者のうち、資本金1億円以上の業者は約5,000社であ り、全体の1.0%である。これに対して、資本金1億円未満の法人業者 及び個人業者は全体の99.1%を占めている。このことから、建設業は、 特に中小零細企業によって支えられている業界であることがわかる。
- ③ 前記②のような資本規模の格差が存在する結果、大手業者が総合工事 業(いわゆるゼネコン)として、事業の施工管理主体を務める一方で、中 堅・中小事業者が施工主体、労務提供主体となる機能分相が形成されて いる。換言すれば、建築・土木工事及び設備工事のいずれの分野におい ても、幾層にも及ぶ「元請―下請関係」が形成され、重層下請制度が定 着しているということができる。
- ④ 建設業の牛産方式は、「受注牛産方式」(特定の顧客からの注文を受けて から生産を開始する方式)を採ることが多い(他方、みずからの需要予測に より不特定顧客への販売を見込んで生産を先行させる方式を「見込生産方 式」という。自動車、家電等がこの方式を採ることが多い。)。その結果とし て、発注者側の需要動向や発注の方針自体が業界の生産規模に直接的な 影響を与える傾向になりやすい。

このように建設業界の特徴をみてみると、全体投資の4割を占める公共事 業の発注の在り方が、業界の生産実績そのものに大きな影響を与えることが わかる。この公共事業の発注の中心となる過程が「入札・契約手続」であ り、我が国の公共事業がもたらす様々な波及効果の大きさを背景として、近 時、「我が国の入札・契約制度の今後の在り方」が国際的にも国内において も大きな関心を集めている。

II 現行の公共入札制度

1 国の入札制度

ア経緯

国の公共工事に関する基本的事項は、明治22年に制定された会計法にさかのぼる。同法は、「一般競争入札方式を原則とする」旨を明示していた。ところが、一般競争入札方式のみでは、不良不適格業者の参入による品質の低下等、数々の支障が生じたため、明治33年に、勅令により、例外事項として、一定の条件を満たす場合には特定の業者を事前に指名して競争に参加させる「指名競争入札方式」を採ることが認められた。この改正が行われて以来、約100年の間、指名競争入札方式は、我が国の公共工事の入札・契約方式の主流となって今日に至っている。なお、大正10年には、一般競争入札方式の原則を緩和する改正が行われ、一般競争入札方式によることが不利となる場合には、各省大臣の認定により指名競争入札を採用することが可能となり、指名競争入札が入札方式の主流となる一つの要因となっている。

第2次大戦後、昭和22年の日本国憲法の施行に伴い、同年に会計法の全面 的改正が行われたが、入札・契約制度については旧法の内容をおおむね継承 した。

すなわち、同法においては、「契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合は、原則として公告をして申込みをさせることにより 競争に付し、更に、競争は入札をもって行わなければならない」旨が定めら れている。

更に、入札等の具体的な方法については「予算決算及び会計令」(以下「予 決令」という。)において規定されている。予決令においては、各種の入札方 式の中で、「一般競争入札方式」が原則であるとされている。

ところが、実際の運用としては、前述したように、従来から一般競争入札

方式を原則として採用することは困難であると考えられてきたところであ り、代わりに、指名競争入札方式が運用上の基本とされてきた(この事実は 昭和58年に出された中央建設業審議会(以下「中建審」という。)の建議において も明確に記述されている。)。

イ 一般競争入札制度に対する考え方

一般競争契約とは、公告によって不特定多数人の参加を求め、その中か ら、発注者にとって最も有利な価格で入札(申込み)を行った者を契約の相 手方として、契約締結の承諾を与える契約締結の方式である。それではな ぜ、前述のように、我が国において、一般競争入札方式は一般的な実施が困 難であると考えられてきたのか。この点について、中建審の当該建議(昭和 58年3月16日)は次のような考え方を示している。

a 一般競争入札制度の利点

一般競争契約については、競争参加者が事前に把握されにくいため、建設 業者間の事前調整を行うことが比較的困難であること、業者指名をめぐる疑 惑を生む余地がないこと等の利点があることが認められている。

b 一般競争入札制度の問題点

同制度には、上記の利点がある一方で、次のような問題点があるとされて いる。

- ① 一般競争契約においては、一定の客観的条件を付することによって、 施工能力の劣る、あるいは不誠実な建設業者を排除することが必要とな るが、このような条件を示すための建設業者の施工能力の優劣あるいは 誠実度に関する客観的な評価基準の整備は極めて困難である。このため 一定の条件を付することによって、とりわけ不誠実な建設業者を排除す ることは、ほとんど期待することができない。その結果、疎漏工事、工 期の遅延などを発生させるおそれが大きく、公共工事の質の確保が困難 となる。
- ② 指名が特定の有資格業者に偏しないこととすることにより図られてい

た受注機会の公平さが、一般競争契約においては確保できない。その結果、価格競争にさえ勝てば、何時でも、何回でも落札者となり得るため、過当競争、いわゆるダンピングの発生を招来するおそれが大きく、また、一部有力者による受注の偏りを招きかねない。更に、下請業者に対するしわ寄せの懸念も大きい。

③ 指名競争契約の場合に比して一般に競争参加者が増大する上、条件適合性についての資格審査が必要となること、疎漏工事の防止等のための施工監督をより厳格に行わなければならないこと等、発注者の事務が極めて膨大なものになり、行政の簡素化の必要性が強調されている折から、このような事務処理に対応することは、極めて困難である。

このように、当該建議においては、一般競争契約の長所、短所を比較衡量 し、結論として、一般競争契約を一般的に採用することは困難であると考え られている。

なお、当該建議は、指名競争契約についても次のような内容を述べている。 指名競争契約については、運用のいかんにより指名が公正を欠くおそれが あること等の問題点もあるが、施工能力の劣る建設業者あるいは不誠実な建 設業者を排除することが可能であり、その結果、疎漏工事の防止等を図るこ とができること、あるいは特定の建設業者への受注の偏りを防止することが できること等の長所がある。現行の会計法令においては、契約方式の原則は 一般競争契約であるとされているが、このような諸点及び一般競争契約の諸 問題を勘案すれば、現状においては、指名競争契約を公共工事に関する契約 方式の運用上の基本とすべきである。

以上のような考え方が、明治以来の我が国における公共工事の契約方式に 関する基本的となっていたものであり、このような考え方に基づいて、公共 工事の契約の主流は指名競争契約によって占められてきた。

ところが、後述するように、近年における国外及び国内の諸情勢の急激な 変化が、このような入札・契約制度をめぐる考え方に対して画期的な転換を もたらすこととなる。

2 地方公共団体の入札制度

地方自治法は、地方公共団体の契約締結の方式は公正性と機会の均等性を 担保するものでなければならないという趣旨から、一般競争入札を入札方式 の原則としている(自治234)。

- 一般競争入札により契約を締結しようとする場合、その性質上、一般的に 入札参加者の資格を制限することには問題がある。しかし、「契約の相手方 となる者が当該契約の履行に必要な能力を有する」点を担保する必要がある ことから、政令では、一般競争入札参加者の資格について規定している。
 - ① 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合のほかは、一般競争入札に参加させることはできない(自治令167の4I)。
 - ② 普通地方公共団体との契約につき、一定の不正不当の行為があった者等は、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる(自治令167の4II)。
 - ③ 普通地方公共団体の長は、①及び②に掲げた資格要件のほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる1)(自治令167の5 I)。
 - ④ 契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認められるときは、普通地方公共団体の長は、③に掲げた資格を有する者について、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の経験の有無若しくは技術的適性の有無その他の事項について必要な資格を定め、その資格を有する者によって一般競争入札を行わせることができる(自治令167の5の2)。

上記③及び④のように、一般競争入札を前提として一定の参加者資格等の制限を設ける入札方式を「制限付き一般競争入札」と呼ぶのが通常である(詳しくは後述する。)。なお、国においても予決令73条で、同様の制限付き一般競争入札制度を規定している。

この制限付き一般競争入札により契約を締結しようとする場合には、入札参加者に必要な資格を公告するとともに、その公告において、資格のない者が行った入札は無効とする旨を明らかにしておく必要がある(自治令167の6)。

以上が制度の現状であるが、地方公共団体の入札制度においても、国の制度と同様に、前述のような事情から、法令の規定にかかわらず、指名競争入札制度が運用において主流を占めてきたところである。

3 一般競争入札制度と指名競争入札制度との比較

ア 両制度の長所及び短所

両制度の長所及び短所を単純化した上で比較してみると、次頁の表1のと おりである。

表1のように、両制度は、それぞれの長所、短所を備えているが、その総合的な比較衡量により、約1世紀の間、我が国においては、指名競争入札方式が主な手法として用いられてきた。

ところが、近年の対米交渉や汚職事件を契機として、従来型の指名競争入札方式の短所について国内外から厳しい批判が寄せられ、指名競争入札制度は大きな転換期を迎えつつあるところである。

イ 制限付き一般競争入札制度の概要

一般競争入札制度及び指名競争入札制度について比較を行った本項において、あわせて、「契約履行の担保」の観点からみると両制度の中間的な形態であると評価し得る「制限付き一般競争入札制度」の概要について触れておくこととする。

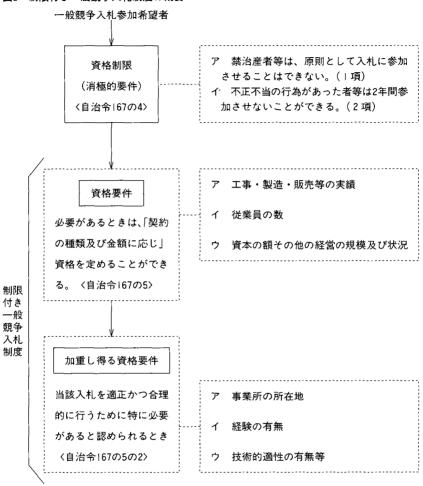
表1 一般競争入札制度と指名競争入札制度との比較

	長 所	短 所
一般競争	(1) 一定の資格要件を備えた建設業者が、広く契約の相手方となり得る機会を与えられ、「機会の均等」の趣旨の徹底が図られる。 (2) 入札参加者が外部から事前に把握されにくいため、建設業者間の事前調整を防ぎ、入札の正当性を担保することが可能になる。	(1) 不誠実あるいは施工能力が劣 る建設業者を排除することが現 実には困難な場合もあるため、 本制度を実施するある。 事や可能性がある。 (2) 建設業者が、入札の価格競争 に勝やダンピがある。 (2) 建設業者がるあま行う に勝やダンピがある。 また、元債価格請等の事態生 ずる強いる可能性がある。 また、元低価格請介のる。 はて、の可能性がある。 また、元低価格請のの。 はて、の可能性がある。 また、元低価格計介のる。 はて、の可能性がある。 また、元低価格計介のる。 はて、の可能性がある。 また、元も、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には入札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかる。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかるである。 は、一般的には、大札をかる。 は、一般的には、大札をかる。 は、一般的には、大札をかる。 は、一般的できた。 は、一般的できた。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ないる。 は、一般ない。 は、一般ないる。 は、一般ない。 は、一般ないる。 は、一般ない。 は、一般ないる。 は、一般ない。 は、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、
指名競争入札制度	(I) 「指名」という行為を通して、不誠実あるいは施工能力が劣る 建設業者を入札参加者から排除 することが可能となる。 (2) 特定の建設業者への受注の偏りを防止することが可能となる。	(1) 指名業者が固定化してしまう 事態が生じた場合には、建設業 者の新規参入が困難になり、公 共工事に係る建設市場が閉鎖的 なものとなる可能性がある。 (2) 発注者による指名に際して、 不透明あるいは恣意的な制度の 運用が行われるおそれがある。

本制度の概要は次頁の図2のとおりである。すなわち、必要があるときに 発注者が定める資格要件 (実績、経営状況等)、及び「当該入札を適正かつ合 理的に行うために特に必要」があると認められるときに定める「経験、技術 的適性の有無等」の資格要件を条件として設定する一般競争入札方式を「制 限付き一般競争入札制度」という。

この制度も、「契約の相手方の履行能力を担保する」という目的は指名競

図2 制限付き一般競争入札制度の概要



争入札制度と同じである。したがって、ある意味では、本制度と指名競争入 札制度との違いは、発注者が、「資格要件の設定」により目的を実現する か、あるいは「指名」という行為を通じて実現するか、という過程の相違で あると評価することもできるであろう。

しかし、従来型の指名競争入札制度は、発注者と業者間の慣習も含めてそ

の弊害が社会的にも強い批判を受けている面もあり、その是正の意味も含めて、従来から一部の地方公共団体に活用されていた「制限付き一般競争入札制度」の活用方策とその期待される役割が急速に関心を集めているところである。

4 諸外国における入札制度

ここでは、欧米主要国の入札・契約制度を概観することとする。

ア 米国の入札・契約制度

米国においては、連邦政府と各州政府はそれぞれ異なる入札・契約制度を 備えている。

連邦政府においては、入札参加については「完全公開での一般競争」の原則を採っているが、一定金額以上の契約については、入札ボンド、履行ボンド及び支払ボンド等の保証を義務づけている。そして、入札参加者が保証(ボンド)会社から予信を受ける際に、保証会社は経営能力等についての審査を行っており、この審査が、実質的には「事前の資格審査」の機能を果たしている。

一方、州政府の入札・契約制度をみると、基本的には連邦政府の入札・契約制度に準じているものの、「事前資格審査制度」を併用している州が多い²⁾。

イ 英国の入札・契約制度

中央政府及び地方政府のいずれかにおいても法律による体系的な制度は存在しないが、1964年にまとめられたバンウェル委員会報告書を契機として指名競争入札方式が一般的になっている。英国の指名競争入札の場合、入札に際して、施工業者の入札意向を確認すること(意向確認方式)及び落札後に価格入り数量明細書を提出させて審査を行うことが特徴となっている³⁾。

ウ フランスの入札・契約制度

フランスの入札・契約制度は、公共契約法典により多様な方式が定められ

ている。その中でもっとも多用されている方式は、制限付きの提案募集による契約(アペルドッフル)である。これは、上限価格を弾力的に設定し、入 札価格のみではなく、維持費、技術的価値、工期等も勘案して落札者を決定 する方式である。

エ ドイツの入札・契約制度

ドイツの入札・契約制度は、公開入札が原則であるが、実際には制限競争 入札がかなり行われているといわれている。この制限競争入札は、入札参加 希望者を募る場合と、発注者が指名を行う場合とがあるが、過去の工事実 績、技術等を審査の上、入札参加者の選定を行い、落札者の決定に当たって は、価格だけでなく技術的な要請を満たし適当と考えられる条件を提示した 者とする方式である。

オ 欧米主要国の入札・契約制度の主な特徴

以上のような各国の入札方式の特徴を表にまとめたものが表2である。

表 2 諸外国の入札制度

国名	主流を占める入札方式	入札前資格審査	入札後資格審査	落札条件
米国 (連邦 一部の州)	入札ボンド付き 一般競争入札	なし	あり(最低入札 価格者に対して 適格性の審査)	価格
米国 (大半の州)	入札ポンド付き 事前資格審査付き 一般競争入札	あり	なし	価格
イギリス	選定入札 (指名競争入札)	あり	なし	価格
フランス	制限競争入札 (アペルドッフル)	あり	なし	価格プラス技能的条件等 ・価格より質、技術を重視 ・落札者は最低入札価格者
ドイツ	制限競争入札	あり	なし	に限られない。 価格プラス技能的条件等 ・落札者は、最低入札価格 者に限られない。
日本(現行)	指名競争入札	あり	なし	価格

これまで概観したように、欧米主要国の入札・契約制度に関してみられる 特徴として、次の点があげられる。

- ① 欧米主要国での公共工事の入札・契約方式は、一般競争を原則とする 国と指名競争を原則とする国の両者が存在し、一様ではない。
- ② 一般競争入札方式を採用している米国は、長年の歴史を有する保証 (ボンド)制度を基にして、入札参加者の資格審査を実質上、民間の保 証会社に委ねるというしくみを有している。
- ③ イギリスのバンウェル委員会の報告にあるように、「誠実で、十分な 資質と能力」を備えた業者により良質な工事が確保されるよう各国とも 何らかの制限を設けている。特にヨーロッパの各国においては、バン ウェル委員会の報告に代表されるように、価格の市場競争を通じた公共 工事の公平性の確保よりも、むしろ公共工事における技術的な質の確保 が重視される傾向にある。
- ④ 落札者を決定する際には、イギリスのように工事費の内訳や見積条件等の入札内容の詳細な審査を行う国もあり、また、フランスやドイツのように価格のほかに入札者の技術提案の内容を含め総合的に評価する方式を採用している国もある。

このように、欧米主要国の入札制度を概観した上で我が国の入札制度の在 り方を考察してみると、次の点が留意事項としてあげられるであろう。

① 欧米主要各国においても、それぞれ固有の制度を通して、「十分の資質と能力を備えた業者」が公共工事の落札者となるように工夫に努めているが、各国の入札・契約制度を取り巻く社会情勢が、制度改革の方向性に対して大きな影響を与えていることが推察される。例えばイギリスが1960年代に一般競争入札制度から指名競争入札制度に重点を移行させた点は、一見したところ現時点の我が国の状況とは逆の方向性を示しているようにみえる。しかし、イギリスにおいては、政府が建設業の営業開始を登録制や許可制によることなく自由営業として放任しており、そ

のような社会背景の下に、「公共工事の質の確保」が喫緊の課題になり、 社会的要請として指名競争入札制度が選択されたものと考えられる。

このように、各国においても、いわばその時代の社会的要請の状況に応じて、公共工事における「公平性の確保」と「工事内容の質の確保」という二つの要請を満足させるために、一般競争入札制度と指名競争入札制度が比較考量されながら選択されているという点については、今後とも留意しておく必要がある。

そして、我が国が指名競争入札制度から一般競争入札制度に重点を移行しようとしている今日においては、「開かれた価格競争」を促進する一方で、「良質な公共工事の確保をいかに図っていくか」という点について従来にも増して注意深く探求していく必要が生じていると考えられる。

② 我が国の入札制度における落札条件は、予定価格制度及び最低入札価格制度を原則としているが(自治234)、この点は、フランスやドイツが、落札条件として、価格のほかに入札者の技術提案の内容を含め総合的に評価する方式を採用している点(前述の欧米主要国の特徴④)と著しく異なっている。我が国においても、価格だけではなく、工期、安全性、維持管理費用、デザイン等の要素をも総合的に評価する技術提案総合評価方式の導入を検討すべきであると提言されているところであるが(平成5年12月中建審建議)、今後とも我が国の制度と欧米の制度との社会的背景の差異や両者の実質的な長所・短所を比較検討していくことは重要な意義を有するものと考えられる。

III 入札制度が直面する課題と取組みの経緯

1 我が国の入札制度をめぐる主な動き

ア 我が国の入札制度をめぐる二つの軸 近年の我が国の入札制度は、二つの大きな社会経済上の動きを軸として、 新たな展開をみせつつあるといってよいであろう。

その一つ目の軸とは、「我が国の建設市場の国際化の動き」である。すなわち、日米建設交渉からガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の実質的妥結に至るまでの間、米国から、日本の建設市場の閉鎖性を象徴するものとして指摘され、両国の交渉の焦点の一つとなっていた「国際社会の中における我が国の入札制度の改善」を問う問題である。

第2の軸は、一連の公共工事をめぐる汚職事件を背景として、「汚職事件 の再発防止(いわゆる談合防止)を図ることを目的とした入札制度の改善」 をめぐる一連の動きである。

この二つの軸は、昭和60年以来、相互に交錯しながら我が国の入札制度の 在り方とその将来の方向に大きな影響を与えていくこととなるが、まず、こ の二つの軸をめぐる主な動きを概観してみることとする。

イ 入札制度の改善の過程

近年の我が国の入札制度の改善をめぐる歩みは、その時期及び出来事に応じて、大きく四つの段階に分けることができる。そこで、以下において、各段階ごとに主な動きをみていくこととする。

a 第1段階(平成4年8月~同年11月)

日本の建設市場の国際化をめぐる動きは、昭和61年に、米国のヤイター通商代表部が、関西国際空港プロジェクトについて国際公開入札を要求してきた時点から本格化した。この米国からの要求を受けて、「日本建設摩擦」と呼ばれる両国の厳しい折衝が行われ、ついに昭和63年には、日米建設合意が成立した。そして、この合意に基づき、外国企業が日本の建設市場に習熟するために、入札資格審査や入札手続に特例を設けるという17の大規模プロジェクトが選定された(これをMPA(Major Projects Arrangements の略)という。)。

その後、米国は更にMPAの件数の追加を主張し、平成3年には34件に倍増した。これらのプロジェクトにおいて、米国企業は既に1,000億円を超え

る受注実績を有している。

しかし、平成4年8月から行われた日米両国のレビュー会合において、米国政府は、「日本の指名競争入札制度こそが米国企業の日本市場への参入を阻害するものである。」と主張し、我が国における一般競争入札制度の導入等の一層の厳しい要求を出してきた。

これらの動きに対して、我が国としては、従来から入札・契約制度の改善に取り組んできたところであるが、平成4年11月に、中建審が答申(「公共事業の入札・契約制度の基本的在り方について」)を出し、指名競争入札方式による改善案を発表した。本答申は、指名競争入札方式の改善を図るために、新たな4種類の指名競争入札方式を提案している。ただし、本答申は、制限付き一般競争入札制度については、現状において導入することは困難であり、幅広い検討を重ねることが必要である旨の結論を出している。この点においては、昭和58年の中建審建議の域を出ていない面があることも事実であるが、この時期は、「入札制度の改善」のための取組みの開始時期であり、「第1段階」として位置づけることができるであろう。

b 第2段階 (平成4年11月~平成5年10月)

平成4年11月の中建審答申を踏まえて、建設・自治両省は、平成5年5月に、「入札・契約手続改善推進協議会」を設置し、同年8月には、地方公共団体における入札・契約手続等について実態調査を行うとともに、その改善策について協議を進めていた。ところが、時を同じくして、平成4年度以来各地で頻発していた公共工事をめぐる不祥事件が、平成5年度においても引き続き多発し、特に同年の6月から9月にかけて、複数の地方公共団体の首長が逮捕されるという事態に至り、現行の公共工事の入札・契約制度の運用が伴う弊害は、行政に対する国民の信頼を揺るがす大きな政治・社会問題となった。

そこで、このような事態を受けて、政府も「公共的な入札に係る公正性の 確保」を図るために本格的な取組みを開始することとなった。まず、前述の 地方公共団体の不祥事を受けて、自治省は、同年8月に事務次官通知「公務 員秩序の確立等について」を出し、「制限付き一般競争入札制度の活用」を 始めとする入札・契約手続の改善を地方公共団体に対して要請した。また、 10月には、同じく事務次官通知で、都道府県及び政令指定都市に対して、制 限付き一般競争入札の試行を行うように要請した。

一方、建設省は、10月以降、所管の公共工事について、制限付き一般競争 入札の試行を開始した。

この時期は、以上のように、国及び地方公共団体が制限付き一般競争入札の試行を開始した画期的な時期であり、「入札制度の改善」の過程の「第2段階」として位置づけ得るものである。

c 第3段階(平成5年10月~平成6年1月)

米国政府は、平成5年以降、日本が公共工事の入札等において米国企業に対して不当な差別を行ったと認定し、88年包括通商法の政府調達条項(タイトルセブン)の発動を決定した。そして、米国は、日本が何らかの是正措置を採らなければ制裁措置を発動する旨を主張し、制裁措置期限を同年6月30日から11月1日、更には平成6年1月18日へと延長しながら対応を強く迫った。また、時を同じくして、平成5年12月15日には、昭和58年から続けてきたガット政府間調達協定交渉が実質的に妥結し、我が国においても、透明・客観的かつ競争的な調達方法等の採用が求められることとなった。

このように急速に変化する国際情勢の中で、平成5年12月には、中建審が 我が国の入札・契約制度の抜本的改革を織り込んだ建議を発表した。更に平 成6年1月には「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」が閣 議決定され、我が国が平成6年4月から一般競争入札を導入する方針が明ら かにされた。なお、米国は、日本政府のこの決定を踏まえて、制裁措置を撤 回するに至った。

以上のような入札・契約制度の基本方針の大きな転換が行われたこの時期 を入札制度改善の「第3段階」として位置づけることとする。

d 第4段階(平成6年3月~同年9月)

平成6年に入ると、建設省が3月に談合情報マニュアルを作成するとともに、公正取引委員会が、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定するなど、特に「談合の防止」を目的としたきめ細かな取組みが顕著となってくる。そこでこの段階を「第4段階」として位置づけることとする。

我が国の入札・契約制度を取り巻く国内外の政治・社会情勢を概観してみると、以上のような内容となるが、次に、前述の4段階における国及び地方公共団体の入札制度改善に向けた具体的な取組みについて紹介することとする。

2 入札制度の改善をめぐる国及び地方公共団体の取組み

ア 中建審答申による新しい指名競争入札方式の提案(第1段階)

平成4年8月から行われた日米政府間のレビュー会合において、我が国の 指名競争入札制度は、米国政府から、市場への新規参入を阻害するものとし て指摘された。

中建審は、このような情勢の中で、平成4年11月25日に、「新たな社会経済情勢の展開に対応した今後の建設業の在り方」という課題について答申を出した。

同答申は、契約方式の基本的な考え方、現行の指名競争入札方式の改善、 多様な入札・契約方式について以下のとおり検討を加えている。

- a 契約方式の基本的な考え方
- (1) 制限付き一般競争入札制度について

同答申は、制限付き一般競争入札制度の導入の検討を行っており、一般競争入札に付加する「何らかの制限」の例として、「業者のランクの特定を行い制限を課す方法」をあげているが、この方法には次の二つの問題があるとしている。

- ① ランク別の業者数がかなり多いため、入札に関する審査の事務量が著しく増大すること。更に、このような条件だけでは不誠実な業者等を排除することが困難となることから、疎漏工事の防止等のために施工監督等をより厳格に行わなければならず、業務の量が極めて膨大となること。
- ② 一般競争入札では、価格競争にさえ勝てば何回でも落札者となり得る ため、過当競争、いわゆるダンピングの発生を招来するおそれが多いこ と。更に、同じランクの中で上位にある建設業者が、下位業者に対し優 位に立つことにより、中小企業の受注機会の確保に支障を及ぼすおそれ が多いこと⁴。

以上のような検討から、本答申は、「制限付き一般競争入札制度を現状において導入することは困難であり、公共工事の入札・契約方式としては、従来通り指名競争入札方式を運用上の基本とするべきである」としている。

なお、制限付き一般競争入札方式の導入については、以上のように、入札 審査、監督の事務量の増大のほか、疎漏工事を排除するための客観的条件の 付け方について技術的に検討するなど、導入に当たっての条件整備を行う必 要があることから、今後引き続き幅広い検討を重ねることが必要であるとさ れている。

このように、本答申の段階においては、いまだ制限付き一般競争入札制度 の課題の多さから、その本格的な活用の提言にまでは至っていない点に注意 する必要がある。

b 現行の指名競争入札方式の改善

本答申は、指名競争入札方式については、透明性の確保、競争性の確保・ 対等性の確保の視点等から、現行の指名競争入札方式について検討を行い、 以下のような事項について改善を図ることが必要であると提言している。

(1) 透明性の確保

「指名基準の制定及びその公表」を徹底するとともに、「指名業者の公表」

及び「入札結果の公表」を行う5)。

(2) 競争性の確保

技術力の的確な評価・反映を行うとともに、入札者の見積りの根拠の明確 化を図るための工事費内訳書の提出の義務づけの検討を行う。

(3) 対等性の確保

市場価格の実勢を迅速かつ的確に反映した設計単価を設定するとともに、適正な工期の設定を図る。

c 多様な入札・契約制度の検討

公共工事の入札・契約方式については、①建設業者の技術に関する適切な 競争を確保すること、②入札参加意欲のある建設業者に対し広範な参加機会 を確保すること、③民間の技術開発の成果を積極的に活用することが必要と なっている。このため、これらの観点を重視した入札・契約方式として、本 答申は、以下の四つの方式を提案している。

(1) 技術力を重視した入札方式(技術情報募集型指名競争入札方式)

指名を行うに際して、企業の技術力の評価をより適正に行うため、対象ランクの登録業者に対し、事前に掲示を行い、類似工事の実績、配置予定の技術者、当該工事の施工計画等の技術情報を幅広く募集する方式である。この本方式を採用することにより、企業の技術力のみでなく、参加意欲についても反映することが可能となると考えられている。

(2) 参加意欲を重視した方式 (意向確認型指名競争入札方式)

技術情報募集型に準ずるように技術力を必要とする工事について、対象ランクの登録業者の中から相当数の業者を選択し、選択された者のうち、参加 意欲及び配置予定の技術者等を参考に指名を行う方式である。

(3) 民間の施工に関する技術開発を活用した入札方式(施工方法等提案型指名競争入札方式)

民間の技術開発の進展が著しい分野の工事においては、技術開発の積極的 活用を図るため、発注者が指名を行う際、施工方法等に関し提案を求める範 囲及び標準的な内容を提示し、入札参加者は、独自の提案がある場合は、発 注者に対し提案を行う方式等である。

(4) 技術提案の内容を加味し選定を行う入札方式(技術提案総合評価方 式)

民間技術の活用により特に優れたデザイン、施工方法等を採用し得る可能 性が高い工事の分野については、発注者が提示する指示書に基づき、施工実 績、技術者経歴及び設計、施工方法に関する技術提案並びに価格を同時に入 札し、発注者は入札価格に加え、技術提案の内容を総合的に評価し、落札者 を決定する方式である。

以上の答申を受けて、建設省は、同省の直轄工事でおおむね10億円以上の 工事を対象として、技術情報募集型と施工方法等提案型を平成5年度当初か ら導入し、同年5月からは更に意向確認型についても導入を決定し、新たな 指名競争入札方式の活用を進めているところである。

イ 制限付き一般競争入札制度の試行(第2段階)

平成5年度に入ると、建設・自治両省は、公共工事の約7割を地方公共団体の事業が占めていることから、両省の局長クラスをメンバーとする「入札・契約手続改善推進協議会」を設置し、入札・契約制度の改善策について本格的な検討を開始した。ところが、年度当初から、公共工事をめぐる不祥事が頻発し、複数の地方公共団体の首長が逮捕されるという事態に至り、現行の公共工事の入札・契約制度の運用に伴う弊害が厳しく指摘される状況となった。

a 自治事務次官通知「公務員秩序の確立等について」

このような事態を受けて、自治省は、同年8月に事務次官通知「公務員秩序の確立等について」を出し、入札・契約制度の改善を地方公共団体に要請した。同通知は、次の三つの点について地方公共団体に対して要請を行っている。

① 地方自治法施行令167条の5の2に基づく、いわゆる制限付き一般競

争入札制度の活用について検討を行うこと。

- ② 指名競争入札により契約を行う場合、被指名業者並びに入札の経過及び結果の公表や、指名審査委員会の適正な運営を行うこと。
- ③ 担当職員に対する権限の集中を避け、監督者の責任体制を確立するとともに、部内における内部牽制機能の発揮に努めること。
 - b 自治事務次官通知「制限付き一般競争入札の試行及び入札・契約手 続きに対する監査の徹底について」

自治・建設両省が全地方公共団体を対象として行った実態調査の結果によると、平成5年8月現在で制限付き一般競争入札方式を実施しているのは、全国で11市町村であった。また、当該通知を受けて、都道府県・指定都市の中では、仙台市が9月に、同方式の試行を実施した。

ところが、同年9月に、再度、地方公共団体の公共工事の入札をめぐって 不祥事件が発生したため、10月1日付けで自治事務次官から「制限付き一般 競争入札の試行及び入札・契約手続に対する監査の徹底について」が通知さ れた。その内容は次のとおりである。

- ① 都道府県及び指定都市にあっては、できる限り早期に、地方自治法施 行令167条の5の2に基づく資格を定めて行う、いわゆる制限付き一般 競争入札を試行すること。
- ② 平成3年4月の地方自治法の一部改正により、監査委員に対して行政 監査権限が付与されたところであり、監査委員は、財務監査及び行政監 査を積極的に行い、入札・契約手続に対する監査の徹底を図ること。
- 一方、建設省も、平成5年10月以降、所管事業について、制限付き一般競争入札の試行を開始した。

このように、この時期は、国内における公共工事をめぐって生じた一連の 不祥事の再発の防止を徹底するため、緊急に対策を講ずることが求められた ため、制限付き一般競争入札制度について、同制度に伴う従来からの課題及 びその解決策の把握・検討に努めながら、その「試行」を地方公共団体に対 して特に要請した点に特徴がある。この通知を受けて、同年12月までの間 に、27都府県、9指定都市が、同制度の試行を実施した。

このように、制限付き一般競争入札制度の活用について本格的な取組みを 開始したという点において、この時期は、入札制度の改善の第2段階に該当 する画期的な時期であったと評価することができる。

ウ 入札方式に関する基本的方針の転換(第3段階)

a 背景

平成5年度は、我が国入札・契約制度に関する基本的認識が、国内及び国外の状況の急激な変化の中で、大きく転換した時期であるということができる。

すなわち、国際交渉の面では、平成5年に入り、米国政府は、日本が公共 工事の入札等において米国企業に対して不当な差別を行ったと認定し、88年 包括通商法の政府調達条項(タイトルセブン)の発動を決定し、日本が何ら かの是正措置を採らなければ制裁措置を発動する旨を主張し、日本側の対応 を強く迫った。

また、国内の課題としては、前述のイで触れたように、入札・契約手続の 改善を図るため、政府は、地方公共団体に対して協力を要請するとともに、 中建審において入札制度改善の検討が進められ、更に、自治・建設両省は、 入札・契約手続改善推進協議会において、鋭意協議を進めていた時期であ る。

このように、入札・契約制度の改善に向けて基本的な方針の転換が行われたこの時期を第3段階として位置づけているが、この時期の中でも、上記の「中建審建議」、「入札・契約手続改善推進協議会による報告書」及び「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画(閣議決定)」という三つの出来事は、特に重要な意義を有するものとして注意する必要がある。

b 中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」 (一般競争入札への転換と制度の多元的な活用の提言) 平成5年に入り、日米政府が緊迫した国際交渉を進めている中で、中建審は、同年12月21日付けで、建議として「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」をとりまとめた。この建議の中で、入札・契約制度をめぐる考え方の転換が示されているので、その概要を紹介することとする。

(1) 今回の改革の歴史的意義

本建議の冒頭において、今日我が国が、「指名競争入札」から「一般競争 入札」への歴史的な転換の時期を迎えている旨が次のとおり明確に示されて いる。

「我が国においては、明治33年の指名競争方式の創設から数えれば約90年、公共工事の入札・契約制度としては、指名競争方式を基本としてきた。しかし、今回、一連の不祥事が明らかにされる中で、指名競争方式の根幹である、『発注者は公正で中立である』という前提に大きな不信が投げ掛けられた。『信頼のできる業者を選ぶ』と同時に『不正が起きにくい』システムを構築するため、今まさに公共工事の入札・契約制度に関する考え方の転換に踏み切るときがきた。すなわち、公共工事の入札・契約制度の改革の柱として一般競争方式を本格的に採用するときが来たと考えるべきであろう。一般競争方式の採用自体は、平成4年11月の本審議会の答申においては、『引き続き幅広い検討を重ねることが必要』としたところであるが、その検討を大幅に前倒しし、実行しようとするものである。今回の改革はシステム全体の改革であり、その意味で歴史的な改革である。」

本答申の当該記述部分は、指名競争入札が前提としていた発注者の公正性に完全な制度的担保がなされていない点を明確に認め、内部牽制機能を何らかのシステムの下に発揮させる必要があるという問題意識を明らかにしている点で画期的なものであると評価してよいであろう。

(2) 入札・契約制度に関する基本的認識

次に、本答申は、各国の制度を概観しており、米国は一般競争方式、日本 は指名競争方式、その中間に欧州諸国が位置すると分析している。そして、 英国が1960年代に一般競争方式から指名競争方式へと重点を移行させた一方で、我が国の場合は、「指名競争方式」から「一般競争方式」へ重点を移行させようとしている点を指摘している。更に、入札の形態が、社会的、文化的、歴史的環境に大きく依存している事実を前提として、我が国の入札方式も、米国の一般競争方式の例にならって、単一の制度ではなく、多様な制度を考えることがより現実的であると指摘している。

(3) 改革の基本的考え方

(i) 一般競争方式の採用

答申は、指名競争入札方式が悪用されたことが今日の深刻な不祥事を引き起こす一因となったことに鑑み、不正の起きにくい入札・契約方式として、まず第1に、一般競争方式の採用の可能性を検討するべきであると指摘している。その際に、一般競争入札方式のメリットとして次の3点をあげている。

- ① 手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと。
- ② 手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること。
- ③ 入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性 が高いこと。

ただし、本答申においては、上記の提言に引き続いて、無制限の一般競争方式による場合には、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下や工期の遅れをもたらすおそれがあるほか、その他にも入札・契約や工事監督に係る事務量の増大、受注の偏りや過大受注のおそれなど問題も有しており、これらのデメリットを極力少なくするための方策について検討することが必要であると指摘している。

(ii) 指名競争方式の改善

次に、本答申は、指名競争入札について触れている。一般競争方式は、不 良不適格業者の排除等の措置の限界があることから、発注される工事の規模 や内容によってはそのデメリットが顕在化することがあり、このような場合 には、信頼できる建設業者の選定、入札・契約や工事監督に係る事務の簡素 化、受注の偏りの排除、良質な施工に対するインセンティブの付与などのメ リットを有する指名競争方式を活用することが適当であると指摘している。 なお、この場合においても、指名競争方式の透明性、客観性、競争性を格段 に高めることが必要であり、その具体的な改善方策について検討する必要が あると指摘している。

(iii) 多様な入札・契約方式の活用

最後に、本答申は、従来、ともすればある一つの方式(例えば指名競争方式)がすべての公共工事を通じて最もふさわしい入札・契約方式であるというように考えられがちであったが、多様な入札・契約方式の中から、それぞれの方式の特徴を勘案しながら、対象工事の性格、建設業者の状況等市場の特性に応じた最適な方式を、新しい視点に立って選択することこそが基本となるべきであると指摘している。

このように、本答申は、一般競争入札及び指名競争入札のそれぞれの検討 課題を明らかにしながら、複数の制度を多元的に活用していく方向を明示し た点に重要な意義があると評価され得るものである。

c 入札·契約手続改善推進協議会報告書

自治・建設両省が設置した入札・契約手続改善推進協議会は、8月に実施した実態調査の結果及び前述の中建審建議を踏まえ、平成5年12月に、入札・契約の手続及び運用について改善策を報告書として取りまとめ、前述の中建審建議とあわせて12月24日付けで各都道府県知事あてに通知した。この報告書は、各地方公共団体が今後講ずべき対策の基礎となる考え方を12項目にわたって示したものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 多様な入札方式の活用

(i) 一般競争入札等の活用の検討

指名競争入札は、工事施工の質の確保を図り、また地域の実情を反映させるため、発注者が信頼し得る施工業者を指名により選定し、入札を行わせる

方式であり、国・地方を通じて幅広く活用されてきたものである。しかし、 その反面、指名に伴う不祥事件発生のおそれがあることや、入札参加意思の ある者に対する参加機会の確保が不十分であること等の問題点がある。した がって、現在行われている指名競争入札に加え、それ以外の多様な入札方式 の活用を図るべきである。

ここで、報告書においては、新たな入札方式が満足させなければならない 要素として、次の3点をあげている。

- ① 地方公共団体における公共工事の特質から、不正を招きにくいものであること。
- ② 良質な工事の施工が確保できるものであること。
- ③ 地域の実情や国際化に対応し得るものであること。

この指摘は、当時の「国内からの入札の公正性の徹底の要請」と「国外からの入札の国際化(新規参入の促進)の要請」に対応していくために示された入札制度の今後の在り方を端的に示したものとして留意しておく必要がある。

次に、本報告書においては、地方公共団体における入札・契約は、基本的には法令の範囲内において、地方公共団体の自主的な判断により、適切な入札方式の選択の下に行われるべきものであるが、国民の信頼を確保するため、今後、できる限り、次のような入札方式の導入を進めるべきであると指摘している。

① 都道府県及び指定都市の大規模な公共工事については、いわゆる制限 付き一般競争入札制度を採用すること。

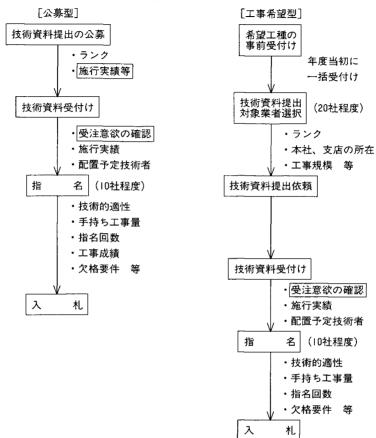
中建審の建議においては、制限付き一般競争入札の対象となる国、公団等の工事の範囲は、原則として「一定規模以上の大規模工事」とするべきであるとされており、制限付き一般競争入札の対象となる都道府県及び指定都市の大規模工事の具体的金額については、国、公団等の対応も踏まえて決定するべきであることとされている。

なお、この具体的金額は、ガット政府間調達協定改定交渉の実質的妥結を踏まえて平成6年1月18日に閣議決定された「公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」に基づいて、1月31日付け通知で「24億3000万円以上」とされた⁶⁾。ただし、都道府県等がこれ以外の工事について制限付き一般競争入札制度を活用すること及び市町村が同制度を活用することを妨げるものではないこととされている。

- ② 上記①以外の都道府県及び指定都市の公共工事及び市町村の公共工事 については、指名競争の方法として、公募型指名競争入札や工事希望型 指名競争入札(図3)があるが、技術的適性又は入札意欲等を指名に反 映させるため、その採用も検討すること。
- (ii) 一般競争入札を活用する場合の資格審査等の整備及び見直し 一般競争入札の活用を図る場合において、良質な工事の施工を図るため、 以下の点について検討し、実施する必要がある。
 - ① 入札参加資格、格付け及び発注標準の整備及び見直し
- (a) 地方公共団体が、一般競争入札を実施しようとする場合は、地方自治法施行令167条の5 (制限付き一般競争入札の場合には同令167条の5及び167条の5の2) の規定に基づき、入札参加資格を定めるとともに、工事種別ごとに、契約予定金額に対応する等級区分(発注標準)を適正に定め、これらに基づき、入札参加資格の審査及び格付けを行うこと。
- (b) 入札参加資格の審査を行い、格付けをする際の客観的審査事項としては、経営事項審査(建設業法27条の23の規定によるもの)の項目を採用すること。
- (c) 一般競争入札を行う場合に、発注標準の細分化や事業所の所在地等の 定めにより、極めて限定された業者しか入札できなくなり、一般競争入札の 利点が損なわれることのないよう、発注標準の設定及び格付けを行うに際し ては、参加見込み業者数等を十分検討の上行うこと。

なお、入札参加資格の確認等の事務について、発注地方公共団体の処理能

図3 新たな指名競争方式の手続



力を超える数の業者が、入札に参加し、その結果、発注事務に著しい支障を 来すこととならないよう、予定工事数等についても考慮すること。

- (d) 入札参加資格審査については、競争性をより高め、また、外国企業への対応等を図るため、定期的に行う審査の回数の増加を図るだけでなく、できる限り随時に対応できる事務処理体制を整備すること⁷⁾。
 - ② 個々の入札ごとの工事の質の確保の方策 個々の入札について、①の措置に加え、地方自治法施行令167条の5の2

の規定に基づくものとして、「過去の同種工事の実績、十分な資格・経験を 有する技術者の配置」等を条件とすること。なお、条件の設定に当たって は、具体的、客観的に定めるとともに、過度に厳しい条件を定める等によっ て、新たな建設業者の参入を阻止するようなこととならないように配慮する こと。

(2) 指名競争入札における透明性及び公正性の確保

(i) 指名基準の策定

指名競争入札を行う場合にあっては、指名を適正に行い、また、指名の適正さを担保するための内部チェック、監査等に資するため、明確な指名基準を定めることが必要である。したがって、指名基準を策定していない団体にあっては、直ちに具体的な指名基準を策定するべきである。また、既に、指名基準を策定している団体にあっても、その内容が抽象的過ぎる場合には、より具体的な指名基準とするよう見直す必要がある。また、指名基準を更に具体的に補完するため、その運用基準もあわせて策定する必要がある。なお、平成5年8月の実態調査によると、都道府県及び指定都市は2県を除くすべての団体が指名基準を策定しているが、その他の市については全体の78%、町村については全体の48%が策定している状況であり、策定の一層の促進が課題となっているところである。

(ii) 指名基準、指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表 指名競争入札に係る不祥事件を防止するとともに、国際化への対応を図る ため、指名競争入札の透明性をより高める必要があるが、その一つの方策と して、指名基準及びその運用基準、指名結果、入札経過及びその結果並びに 発注標準の公表を行う必要がある。この場合、指名結果、入札経過及びその 結果については、これまでのように、閲覧方式により入札ごとに個別に公表 するだけではなく、一定期間に行われた入札をまとめて、一定の場所におい て一括公表することも行うべきである。また、公表の期間も最低3か月以上 とするなど、期間を延長するとともに、公表方法も閲覧方式だけでなく、告 示等による方法も検討するべきである。更に、年間を通した業者別の受注額 の公表についても検討する必要がある。指名基準及びその運用基準並びに発 注標準については、告示等の適切な方法により公表するべきであるとされて いる。

(iii) 指名の公正性の確保

指名の公正性を確保するため、指名基準の整備を行うとともに、指名は合議制である指名審査委員会の議を経て行うことを原則とするべきであるという考え方が示されている。また、既に指名審査委員会が設置されている団体にあっても、委員の構成、審査方法及び審査結果の用いられ方等を検討し、その運用が形骸化することのないよう、一層の適正化を図るべきであるとされている80。

(3) 競争性の向上

競争入札においては入札参加者の公正かつ自由な競争を確保し、競争性の向上を図ることが重要であり、談合等不正な行為はあってはならないものである。談合については、公正取引委員会等関係省庁による的確な対応が期待されるものであるが、一般競争入札の活用等入札・契約手続及びその運用の改善を図ることにより、談合を行いにくくする必要もあるところである。

また、競争入札における競争性の向上を図るため、入札辞退の自由を明文 化し、入札参加者に周知しておくことが必要である。

更に、真摯な見積もりを促すため一定の工事については工事費内訳書の提出を求めるとともに、見積期間の基準を建設業法施行令(昭和31年政令273号)6条に基づいて定めるべきである。

(4) 監査の徹底

中建審の建議においては、競争参加条件の設定(指名業者の選定)等の経 緯及び理由について、発注者から定期的に報告を受け、その内容について監 査、勧告することを目的とする入札監視委員会(仮称)の設置が提言されて いるが、地方公共団体においては、監査委員が中心となってこのような役割 を果たすものとされている。

そして、監査委員制度については、平成3年4月の地方自治法の一部改正により、一般監査権限として行政監査権限が付与されるとともに、いわゆる O B 制限、監査結果に対する合議制の採用等制度の充実が図られたところであり、監査委員においては、これらの権限に基づき、入札・契約手続に対する監査に徹底を図るべきである。

なお、平成5年10月1日付け自治事務次官通知においても、監査委員による監査の徹底を要請している。

(5) 中小建設業者の受注機会の確保

中小建設業者の受注機会については、発注標準の適正化及びそれを遵守するべきであり、優良な中小建設業者の上位の等級に属する工事への指名や、分離発注及び計画的発注の推進等により積極的にその確保を図るべきであるとされている⁹。

(6) 指名、落札等に係る苦情に対する対応

入札における資格審査の結果、資格が認められなかった者等から理由説明、異議申立てがなされた場合には、文書により速やかに対応するべきであるとされている。そのため、担当者の選任、附属機関の設置等処理体制の整備を図ることとされている。

(7) 不正行為を行った業者へのペナルティ

入札・契約に係る不祥事件を防止するためには、不正行為を行った業者へのペナルティの強化が必要であるとされている。既存のペナルティには、入札参加資格の剝奪を始めとする諸措置があるが、入札参加資格剝奪期間の基準や指名停止基準を策定していない団体にあっては、当該基準を、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止要領モデルも参照して、入札参加資格剝奪期間の延長や指名停止期間の延長を行う等の必要な見直しを行うべきであるとされている。

(8) 共同企業体

公共工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であり、共同企業体を活用する場合には、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる場合及び優良な中小建設業者が継続的な協行関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する場合に原則として限ることとされている100。

(9) 工事完成保証人の選定

工事完成保証人制度については、中建審において、その廃止等の検討が示されているが、当面、必要がある場合については、当該工事について適正な施工能力を有する相指名業者以外の業者から選定させるべきであるとされている。

(10) 国及び地方公共団体との相互情報交換

入札・契約事務の適正な執行に際して必要となる建設業者についての情報は、国や他の地方公共団体の情報を相互交換した方が効率的である。したがって、その体制の整備について、地方公共団体の意向も踏まえて検討するとともに、データベースシステムへの入力及びその活用を図るべきであるとされている。

(11) 技術力の脆弱な地方公共団体に対する業務支援

現在特に小規模な市町村においては、技術者の不足から、発注体制が不十分な例もみられ、それを補完・支援する体制の整備が必要となっている。このため、公団、事業団等における受託制度を活用するとともに、都道府県における建設技術センター等の活用を図るべきであるとされている。

(12) 談合情報があった場合の対応

談合はあってはならないものであるが、万一談合情報が寄せられた場合に も的確に対応できるよう、あらかじめマニュアルを策定しておく必要がある とされている。

d 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(閣議決定) 前述したように、平成5年当初から、米国は、我が国の建設市場への外国 企業の参入を促進するための是正措置を強く求め、制裁措置の期限を延長しながら我が国政府に対応を迫った。また、同年12月15日にはガット政府調達交渉が実質的に妥結され、平成8年から、世界の主要国を中心に、工事及び設計・コンサルティングを含むサービス調達について国際的なルールが新たに確立されることとなった。これらの動きに対応するため、我が国政府は平成6年1月18日に、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を策定した。

(1) 行動計画の目的

行動計画の目的は、第1に、質の高い公共事業を確保することを念頭に置きつつ、我が国の公共事業の入札・契約手続をより透明性・客観性及び競争性を高めること、第2には、「内外無差別の原則」の一層の徹底とあわせて、国際的にみてもなじみやすいものに改めることである。

(2) 具体的措置

行動計画の具体的措置のうち、特に地方公共団体にも実務上深く関連する ものは次の2点である。

① 工事に関する一般競争入札方式の採用

国及び政府関係機関の工事で、一定の基準額以上の調達については、一般 競争入札方式で調達を行う。

② 国及び政府関係機関の公共工事に係る設計・コンサルティング業務 で、一定の基準額以上の調達については、公募型プロポーザル方式又は公募 型競争入札方式で調達を行う。

本計画の中で、政府は、都道府県及び指定都市が行う一定の基準額以上の 調達については、地方の実情及び関係法令の規定を踏まえ、行動計画に準じ た必要な措置を原則として採るよう勧めている。

国、政府関係機関及び地方公共団体の基準額は次のとおりである。

・国 工事 450万SDR(約7億3,000万円)設計・コンサルティング

45万SDR(約7,300万円)

政府関係機関

工事 1500万SDR (約24億3,000万円)設計・コンサルティング

45万SDR(約7,300万円)

• 地方公共団体

工事 1500万SDR(約24億3,000万円)

設計・コンサルティング

150万SDR(約2億4,000万円)

なお、本計画においては、上記のような透明・客観的かつ競争的な調達方法の採用に関する事項のほか、入札談合等不正行為に対する防止措置に関する事項も定められており、入札談合等に対する監督処分基準を策定するほか、公正取引委員会が公共入札ガイドライン(仮称)を策定することとされている。地方公共団体に対しては、自治省から、行動計画の閣議決定がなされた1月18日付けで、本計画に準じた必要な措置を原則として採るよう要請が行われ、更に1月31日には、上記①の一般競争入札を採用すべき対象工事の具体的金額を24億3,000万円とし、平成6年度のできる限り早期から、一般競争入札を採用するように要請が行われた。

e 指名競争入札の改善

平成6年度においては、平成5年12月の中建審の建議に基づき、指名競争入札の新たな方式の検討を進め、「公募型指名競争入札方式」を導入するとともに、「工事希望型指名競争入札方式」についても導入の検討を進めている。これらの方式は、入札参加意欲の確認を行うとともに、簡易な技術資料の提出を求めた上で指名を行うものであり、技術資料を提出したにもかかわらず指名からはずれた者に対しては、その要請に応じ、非指名理由を説明することとしている。

ェ 談合等不正行為の防止への取組み(第4段階)

a 談合情報対応マニュアルの策定

平成6年3月30日に、建設省は、建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を地方建設局ごとに置くこととした。委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期等の対応に関する調査審議を行うこととされている。また、同省は、同時期に、入札談合に関する情報に対する同委員会の対応方法について談合情報対応マニュアルを作成し、これを通知した。その概要は次のとおりである。

(1) 通報及び連絡

地方建設局本局に、公正入札調査委員会を設置する。地方建設局本局等の 職員は、入札談合に関する情報を受けた場合には、直ちに委員会事務局に連 絡し、通報を受けた事務局は、委員会を召集するものとする。委員会は、情 報の内容・信憑性、入札までの時間的余裕等を勘案して、「調査に関する情 報か否か」、「入札手続を進めるか否か」を中心に対応策を審議する。

(2) 具体的な対応

入札までの時間的余裕がないときは、案件に応じて入札期日を変更の上、 以下の対応を、原則として入札前に行うこととする。

- ① 入札参加全員に対する事情聴取を行う。
- ② 明らかに談合の事実はあったと認められる場合には、入札執行の延期・取りやめの措置等をとる。
- ③ 談合の事実が確認できなかった場合には、全入札者から、「談合行為を行っていない」旨の誓約書の提出を求め、更に、「談合があった事実が後日判明した場合には入札を無効とする」旨の注意をする。

(3) 公正取引委員会への通報

談合情報を把握した場合は、直ちに公正取引委員会地方事務所へ情報内容 について通報するとともに、談合情報への対応及び入札手続について逐次当 該事務所へ通報する。

b 公共入札ガイドラインの公表

平成6年3月4日に、公正取引委員会は、公共入札における談合排除を目的とした独占禁止法(以下「独禁法」という。)運用上の新たな指針の原案を公表し、原案に対する意見を踏まえて、7月5日に、「公共的な入札に係る事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を正式決定した。

その概要は次のとおりである。

(1) 独禁法の規定の概要

(i) 独禁法で禁止されている行為

独禁法は、事業者が共同して又は事業者団体が行う一定の取引分野における競争の実質的制限を始め、事業者団体による事業者の数の制限及び構成事業者の機能又は活動の不当な制限等を禁止している(独禁法3・8 I・19等)。

入札に関しては、事業者が共同して又は事業者団体が入札に係る受注予定者又は最低入札価格等を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、独禁法3条(不当な取引制限の禁止)又は8条1項の規定に違反する(このような行為が一般に入札談合といわれるものであり、本指針はこのような違反行為の防止を目的としている。)。

(ii) 違反行為に対する措置等

公正取引委員会は、上記のような違反行為がある場合には、例えば受注予定者決定に係る協定を破棄するなど、当該行為を排除するために必要な措置を命ずる。また、このほかに、一定の要件に該当する場合には、課徴金の納付又は罰則の規定が事業者に対して適用される。更に、違反行為の中で、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を用いた事業者は、公正取引委員会の審決が確定すると、被害者に対して無過失賠償責任を負う(独禁法25・26)。

(2) 入札に係る事業者等の実際の活動と独禁法 ここでは、受注者の選定、入札価格に関する行為、受注数量に関する行

表3 参考例の項目一覧

活動類型	原則として違反となるもの(及びその留意事項)	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの
受注者の選定に関する 行為	□ 1-1 受注予定者等の決定 [留意事項] □ 1-1-1 受注意欲の情報交換等 □ 1-2 指名回数・受注実績等に関する情報の整理・ 提供 □ 1-1-4 他の入札参加者等への利益供与 □ 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等	-2 指名や入札参加予定に関する報告 -3 共同企業体の組合せに関する情報交換 -4 特別会費、賦課金等の徴収	-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 -6 自己の判断による入札辞退
2 入札価格に関する行為	A 2-1 最低入札価格等の決定 [留意事項] 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に 関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 標準的な積算方法の作成等
3 受注数量等に関する行 為	5 3-1 受注数量、割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
4 情報の収集・提供、糸 営指導等	全 「留意事項」 (受注予定者等の決定行為に関する留意事項) ・受注意欲の情報交換等(I-I-I前掲) ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供 (I-I-2前掲) (最低入札価格等の決定行為に関する留意事項) ・入札価格の情報交換等(2-I-I前掲)	4-1 指名や入札参加予定に関する報告 (1-2前掲) 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換(1-3前 掲) 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に 関する情報交換等 (2-2前掲)	4-7 入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関

為、情報の収集・提供、経営指導等の各プロセスにおいて、「原則として違 反となる行為」、「違反となるおそれがある行為」、「原則として違反とならな い行為」に分類し、参考例として示している。その概要は表3のとおりであ る。

このように、平成6年度以降は、政府の行動計画を受けて、各般の入札・契約制度の改善のための措置が実施に移されるとともに、特に談合等の不正行為については、その防止を図るための対策が講じられた点にその大きな特徴がある。

IV 地方公共団体の入札制度改善に対する取組み

1 岐阜県の取組み事例

ここでは、地方公共団体の入札制度の改善に対する先進的な取組みを紹介 することとするが、まず、その一例として、岐阜県の取組みを採り上げることとする。

ア 岐阜県入札制度検討委員会等の3委員会の設置

a 3委員会の概要

平成5年度当初からの公共工事をめぐる一連の不祥事を受けて、各地方公共団体が入札制度改善の検討に着手する中で、岐阜県は、同年7月に、いち早く対応策を明らかにした。その特徴としてまずあげられることは、県が発注する建設工事に係る入札制度の運用について、透明性、公正性を確保することを目的として、入札制度に関する三つの委員会を設置した点にある。すなわち、新しい入札制度の導入を全国に先駆けて検討する「岐阜県入札制度検討委員会」、県民の各界各層の代表者が入札制度について意見を述べる「岐阜県入札制度審査会」、入札制度の運用状況について、監査委員や弁護士会代表等も委員に加えて監視を行う「岐阜県入札制度運営調査委員会」を設置し、全国でも他に類例のない体制で、入札制度の見直しに着手した。各組

織の相互の関係は図4に示すとおりであるが、以下において、三つの委員会の組織、機能等の概要を紹介することとする。

(1) 岐阜県入札制度検討委員会

(i) 目的(所掌事務)

入札制度の改善のために必要と認められる施策について検討を行う。具体的には、制限付き一般競争入札制度の導入及び現行の指名競争入札制度の改善等について検討を行う。

(ii) 組織

委員会は、副知事を委員長とする関係部局長で構成される。委員会の下に 関係課長で構成される幹事会が置かれるとともに、あわせて総務県民課長を 会長とする研究会が置かれて制度改善のための研究を行う。

(iii) 実績

同委員会は、平成5年9月に第1回の会合が開かれて活動を開始したが、 同年10月には、制限付き一般競争入札制度の試行について検討を行った。

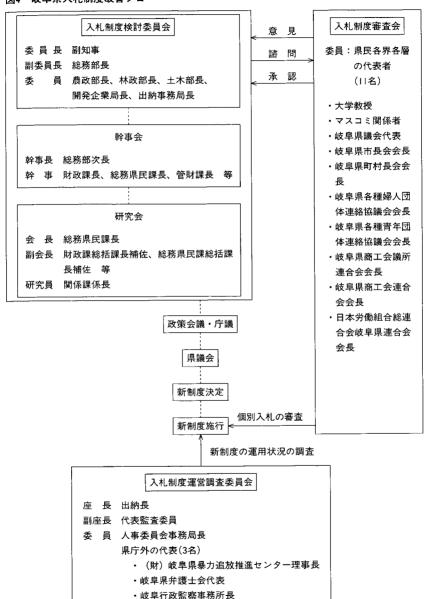
この時に審議対象となったのは、大ケ洞ダム本体工事(平成5~10年度)であった。特に入札参加資格をどのように定めるかが審議の焦点となり、委員会が結論として出した参加資格は、JV(共同企業体)を構成する業者が、

- ① 県の審査に基づく土木工事のランクがAであること
- ② 技術士又は一級土木施工管理技士を有すること
- ③ 建設業法15条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- ④ 贈賄、独禁法違反又は禁固刑以上の犯罪等により入札の日から6か月 前までに指名停止を受けていないこと

等をあげている。特に最後の点については、この期間を1か月と設定している地方公共団体もあり、他団体と比較しても厳しい内容となっている。

また、この他に、同委員会は、県の談合情報対応マニュアルの検討や特定 建設工事共同企業体取扱要領等の改正についても検討を行っているところで ある。

図4 岐阜県入札制度改善フロー



(2) 岐阜県入札制度審査会

(i) 目的(所掌事務)

入札制度の改善のために必要と認められる施策について検討委員会に対して意見を述べる。また、必要に応じ、事前又は事後に、個別の入札について報告を受け、必要があると認めるときは、入札制度の運用の適正を確保するため行うべき措置について検討委員会に対して意見を述べる。

(ii) 組織

審査会は、11人の委員をもって構成される。構成は次のとおりである。

大学関係者	1名
マスコミ関係者	2名
県議会代表	1名
市長会・町村会代表	2名
婦人団体関係者	1名
青年団体関係者	1名
商工会議所•商工会関係者	2名
労働組合関係者	1名
計	11名

(オブザーバー:岐阜行政監察事務所長)

このように、県内の各界各層の代表者で構成される審査会が、必要に応じて、各個別の入札について報告を受け、採るべき措置について検討会に対して意見を述べる制度は、他に例のないものであり、入札制度の透明性を組織的に担保するものとして全国から注目を集めたものである。

(iii) 実績

・大ケ洞ダムの入札の試行

審査会は、平成5年の10月から活動を開始し、まず、前述の大ケ洞ダムに 係る制限付き一般競争入札について審査を行った。県側が、入札制度検討委 員会の検討を経た案を説明し、同ダムの入札の試行について了承を得た。ま

た、県は今後も大規模工事について、第2、第3の試行を行う考えを示した が、委員からは、その他の公共工事や入札についても制限付き一般競争入札 を早期に行うよう意見が出された。県は審査会の審議を経て、一般競争入札 の前提となる条件(いわゆる制限)について細部まで検討した後、同年11月 にダム工事の内容を公告した。この条件は、①共同企業体構成員の平成5年 度土木工事等級格付けがAランクであること、②構成員は3社で、その中で 少なくとも1社は県内業者であること等の内容である。12月に入札参加を受 け付けた結果、九つの共同企業体から申込みがあった。県は入札参加資格や 技術力について審査し、工事計画について業者のヒアリングも行った結果、 いずれの共同企業体も県が設定した条件を満たしたと認定した。平成6年1 月に開催された審査会は、9共同企業体が提出した書類に基づき、各共同企 業体の客観的条件及びダム施工計画(工事計画の概要、騒音対策や汚水処理等 の環境対策、安全対策、技術者の適正配置)等について検討し、9共同企業体 すべてに参加資格があることを了承した。なお、平成 5 年12月の中建審の建 議の中で、「一般競争入札の中では、競争性維持の観点から、参加資格が認 められた業者名や業者数は、入札時まで伏せておくことが適当である。な お、入札終了後においては、入札経緯及び結果について閲覧方式により速や かに公表すべきである。」としていることを受け、県は、入札執行までは企 業名を公表せず、執行後に閲覧方式により公表する方針を審査会に対して説 明した。

更に、平成6年5月には、県独自の談合情報対応マニュアルについて、検 討を行い、同マニュアルは、6月12日から施行されるに至っている。

今後とも、審査会は、入札方式の改善に関する事項について意見を述べる ほか、県の各部局が、対象工事に共同企業体を活用しようとするときは、そ の活用の適否等について、審査会の意見を聞くこととされており、共同企業 体が入札に参加する工事については、個々に審査を行っていくこととなる。

(3) 岐阜県入札制度運営調査委員会

(i) 目的(所掌事務)

入札制度の運用状況を監視し、必要に応じ、入札制度が適正に運用されているかどうか調査する。また、調査結果に基づき、必要があると認めるときは、入札制度の運用の適正を確保するため行うべき措置について検討委員会に対して意見を述べる。

(ii) 組織

調査委員会は、座長、副座長及び4人の委員をもって組織する。座長は出納長、副座長は代表監査委員、委員の1人は人事委員会事務局長をもって充て、他の3人は、弁護士会、税理士会及び暴力追放推進センターから代表者を1名委嘱する。

このように、行政機関内部の構成員だけではなく、入札制度の適正な執行 を進める上で関連の深い各民間団体の関係者を構成員に加え、住民参加型の 調査機関を設置した点に大きな特徴がある。

(iii) 実績

談合情報に入手された案件等について、県の聞取り調査結果をもとに審査を行うほか、談合情報対応マニュアルの具体的な運用について検討を進めている。今後は、各民間団体の代表者が、専門的な知見を生かしながら機動的に審査を進めていくことが期待されている。

b 3委員会の意義

以上のような3委員会の組織が特に注目を集めている点は、入札制度審査 会及び入札制度運営調査委員会が、県内各層の代表者として県民を構成員に 加えていることである。

このようなしくみは、行政法学上の分類からみれば、「住民参加」の1類型としてとらえることができる。「住民参加」とは、「行政過程を公開して利害関係住民等の参加を求める事前行政手続」と定義され、近時、特にその重要性が注目されているものである。

一般に、「住民参加」の積極的側面(行政上の機能)は、次に掲げるような

点であると考えられている。

(1) 手続保障機能

住民参加を制度上の手続として整備することにより、行政決定過程において、住民が手続的権利の行使を通じて適切な主張を行い、行政庁がその主張を勘案した上で、事案に対して審査、検討を行う機会が保障される。

(2) 情報収集機能

住民参加の過程を通して、行政決定によって影響を受けることとなる関係 住民からの意見や情報を行政庁に伝達する手段が確保される。

(3) 争点整理機能

住民参加の手続を履行することにより、事案の争点が整理され、公正妥当な事実の認定を行い問題の解決が図られる。

(4) 理解促進機能

住民と行政庁がそれぞれの視点から事案に係る主張を行い、必要に応じて 意見調整や相互の説得が行われ、結果として、事案についてのより広範な分 析とともに、住民と行政庁の相互の理解の促進が図られ、爾後の円滑な事務 の執行に役立つこととなる。

住民参加の形態は、今回のような「住民を構成員とする行政庁の委員会」 以外にも、公聴会、苦情申立て等の様々な形態がある。その中で、今回の3 委員会の創設は、筆者の見解では、「入札・契約制度の改善」という事案に 最も適合し、高度の機能を発揮し得るものとして期待することができるもの である。

ここではまず、「入札制度の改善」という事案に対する3委員会の手続保障機能について検討することとする。平成5年12月の中建審建議は、「指名競争方式の根幹である『発注者の公正性、中立性』が疑問視され始め、入札方式の転換に踏み切る時期がきた」旨を述べており、「発注者としての手続の透明性の確保」が、国及び地方公共団体の今日の課題となっているところである。このような状況の中で、県民の代表が3委員会の構成員として、個

別の入札事案に対する意見及び入札制度の在り方に対する意見を述べる機会が安定的に保障されている¹¹⁾ ことは、発注者の意思決定過程における不透明性を防止する上で効果的に機能することが期待され得るものである。

次に、情報収集機能については、県内の各界各層の代表を委員会の構成員とすることにより、行政庁のみが対応する場合よりも更に広範な入札・契約事案に関する情報を委員会に集約することが可能になる。特に「入札」という「地域(地域の経済界)の経済活動に密接に関連する行為」が対象となる今回のような事案については、住民参加のプロセスを通じて委員会及び行政庁に情報や知見が集約されることは、入札制度の改善を進める上で非常に効果的であり、3委員会の重要な機能として期待され得るものである。

また、争点整理機能及び理解促進機能についても、「入札・契約の執行過程」という利害関係者が多数にわたる事案については、特に住民参加を通じて関係者の争点を整理することが重要であり、また、委員会での検討を通じて住民と行政庁の理解を促進し、爾後の円滑な事務執行につなげる機能は、非常に重要なものとして評価され得るものである。

現代の行政活動に用いられる様々な行政手法は、その発達が著しいが、その中でも、行政のプロセス(意思決定過程)の公正性を担保するための「事前審査手続」の手法は、最も注目を集めている分野である。その類型の一つである、「住民参加」は、「行政プロセスの公正性の制度的保障」と「直接民主主義」との接点に位置するものとして評価することができる。そして、岐阜県においても、「プロセスを重視する行政手法」の代表例として、今後も実績を積み重ねていくことが大いに期待されているところである。

イ 入札制度の改善12項目に関する対応

次に、前述の入札・契約手続改善推進協議会報告書で出された12項目の入 札制度の改善案に対して、岐阜県がどのように対処してきたかという点を紹 介することとする。

a 多様な入札方式の活用

報告書では、制限付き一般競争入札制度の採用や新たな指名競争入札制度 の活用が提言されている。この点について、岐阜県の対応は次のとおりであ る。

(1) 制限付き一般競争入札制度の導入

原則として、一定規模以上の大規模工事は、すべて制限付き一般競争入札に付することとする。「一定規模」の基準については、まず「10億円以上」の規模となる工事数件(ダム工事、道路改良工事及び下水道管きょ工事等)について試行を行い、その結果及び国、他の地方公共団体の動向を踏まえて速やかに決定することとしている。

(2) 指名競争入札制度の改善

指名競争入札の透明性、競争性を高めるため、公募型指名競争入札の試行 (対象となったのはトンネル工事)を実施している。今後は、当面、5億円以 上10億円未満の工事について引き続き試行を行っていく方針である。この公 募型指名競争入札においては、最初の段階で細部の工事条件を示す一般競争 入札と異なり、募集の段階では参加条件等の基本的な条件のみを示し、入札 参加希望者から技術資料を提出させる。それを基準に沿って審査し、入札参 加者を決定するしくみである。

- (3) 一般競争入札制度を活用する場合の資格審査等の整備
- (i) 一般競争入札実施要領の策定

現在、同要領を早期に策定するため、その内容の検討を進めているところ であるが、その基本的な方針は次のとおりである。

- ① 地方自治法施行令167条の5及び167条の5の2の規定に基づき、入札 参加資格を定めるとともに、工事種別ごとに、契約予定金額に対応する 等級区分(発注標準)を定め、これらに基づき、入札参加資格の審査及 び格付けを行う。
- ② 入札参加資格の審査を行い、格付けする際の客観的審査事項としては、経営事項審査(建設業法27条の23の規定によるもの)の項目を採用す

る。

③ 発注標準の細分化や事業所の所在地等の定めにより、極めて限定された業者しか入札できなくなり、一般競争入札の利点が損なわれることがないように、発注標準の設定及び格付けを行うに際しては、参加見込み業者数等を十分検討の上行う。

(ii) 個々の工事の質の確保

個々の入札について、(i)に加え、地方自治法施行令167条の5の2の規定に基づくものとして、過去の同種工事の実績、十分な資格、経験等を有する技術者の配置等を条件として設定する。また、その条件は具体的、客観的に定めるとともに、過度に厳しい条件を設定することにより、新たな建設業者の参入を阻止することとならないよう配慮する。

- b 指名競争入札における透明性及び公平性の確保 報告書においては、特に次のような提言がなされている。
- ① 既に指名基準を策定している団体にあっても、その内容が抽象的過ぎる場合には、より具体的な基準となるよう見直す必要がある。また、指名基準を更に具体的に補完するため、その運用基準もあわせて策定する必要がある。
- ② 指名基準、運用基準、指名結果、入札経過及びその結果及び発注標準 の公表を行う必要がある。
- ③ これらを公表する場合は、指名結果等については、閲覧方式により入 札ごとに個別に公表するだけではなく、一般競争入札で行われた入札を まとめて、一定の場所において一括公表することも行うべきである。ま た、公表期間の延長を行うほか、公表方法も閲覧方式だけではなく告示 等の方法も検討するべきである。更に、年間を通した業者別の受注額の 公表についても検討する必要がある。
- ④ 指名の公平性の確保を図るため、大部分の地方公共団体にあっては既 に指名審査委員会を設置しているが、これらの団体においても、委員の

構成、審査方法及び審査結果の用いられ方等を検討し、その運用が形骸 化することのないよう、一層の適正化を図るべきである。

これらの提言を踏まえて、現在岐阜県が作業を進めている点は次のとおりである。

- (1) 指名基準及びその運用基準並びに発注標準の見直し
- 現行の指名基準、運用基準、発注標準に一層の客観性、明確性をもたせる ために、見直し作業を行う。
 - (2) 指名基準、指名結果、入札経過及び結果並びに発注標準の公表
 - (i) 指名結果、入札経過及び結果

指名結果、入札経過及び結果については、従来から閲覧方式により入札ごとに個別に公表するだけでなく、一定期間内に行われた入札をまとめて、本 庁主務課及び出先事務所において公表しているところであるが、これに加え て、業者別の一定期間内における指名実績及び契約実績についても公表す る。

- (ii) 指名基準及びその運用基準並びに発注標準、指名基準、運用基準、 発注標準については、所要の整備を行った上で公表を実施する。
 - (3) 指名の公平性の確保

岐阜県では、従来から合議制の「建設工事請負業者選定委員会」を設置 し、その審査を経て指名を行っているところであるが、指名基準の整備によ り、指名の公平性の確保に一層努める。なお、選定委員会は、必要に応じ、 事前又は事後に、指名結果、入札経過等について、岐阜県入札制度審査会に 報告し、その意見を聴くものとする。

c 競争性の向上

報告書では、談合の防止を図るための入札の運用改善、競争性の向上を図るための「入札辞退の自由」の明文化、真摯な見積りを促すための工事費内 訳書の提出等の提言がなされている。これを受けて、岐阜県は次の対応を行うこととしている。

- ① 談合等不正な行為の防止を図るため、公正取引委員会が作成した「公 共入札ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ② 競争入札における競争性の向上を図るため、「入札辞退の自由」を明文化し、入札参加者に対して周知徹底を図る。
- ③ 真摯な見積りを促すため、制限付き一般競争入札を導入する大規模工 事等の一定の工事について、工事費内訳書の提出を求める。

d 監査の徹底

報告書では監査委員による監査の徹底が提言されている。

岐阜県においては、特にこの点については、代表監査委員も構成員に含む 入札制度運営調査委員会を設置しているところである。同委員会は、入札制 度の運用状況について常時監視し、必要に応じて入札制度が適正に運用され ているか否かを調査することとされている。

e 中小建設業者の受注機会の確保

この点については、報告書の提言と同様に、優良な中小建設業者の上位の 等級に属する工事への指名、分離発注及び計画的発注の推進等により中小建 設業者の受注機会の確保に努めることとしている。

f 指名、落札等に係る苦情に対する対応

報告書の提言と同様に、一般競争入札及び指名競争入札における資格審査の結果、資格が認められなかった者や、指名競争入札において技術資料等を提出しながら指名されなかった者から理由説明を求められ、又は異議の申立てがなされた場合には、速やかに文書で回答することとする。この場合、必要に応じて、入札制度運営調査委員会の意見を聴いて処理するものとする。また、理由説明等に応じる旨をあらかじめ建設業者に通知又は公告を行うこととする。

g 不正行為を行った業者へのペナルティ

報告書においては、指名停止基準を既に策定している団体にあっても、中 央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止要領モデルも参照して、入札 参加者資格剝奪期間の延長や指名停止期間の延長を行う等の必要な見直しを 行うべきであるとされている。

岐阜県では、現在、「建設工事請負契約に係る指名停止措置要領」の改正 作業を進めている。この中では、次に掲げる点が主な改正内容となってい る。

- ① 一般競争入札における入札参加者資格剝奪期間の基準を設定する。
- ② 指名停止期間を延長する(国及び他の地方公共団体の状況を勘案しながら、現行の指名停止期間の延長等必要な見直しを行うこととしている。)。
- ③ 県発注の工事に関し、有資格業者である個人、役員又は使用人が談合 等の容疑により逮捕される等の事由が生じた場合を資格停止の事由に追 加する。

また、このような改正のほか、県としては、建設業の許可の取消し、営業 の停止等、建設業法の厳正な運用に努めることとしている。

h 共同企業体

報告書においては、共同企業体の発注すべき工事の明確化、対象工事の規模の引き上げ、共同企業体の自主結成(予備指名を行わない。)等を内容とする共同企業体運用基準を速やかに策定し公表するべきであるとしている。岐阜県においては、次のとおり制度の見直しを行い、現行の「特定建設工事共同企業体取扱要領」を改正することを検討している。

- ① 共同企業体を活用することができる工事は、原則として、技術力の結集等により効果的に工事施工ができると認められる工事及び優良な中小企業者の経営力及び施工力の強化を図るために必要と認められる工事に限る旨を明記する。
- ② 部(局)長は、対象工事に共同企業体を活用しようとするときは、その活用の適否等について、入札制度審査会の意見を聴くものとする。
- ③ 共同企業体の結成は、自主結成とする(※予備指名は行わない。)。
- ④ 部(局)長は、入札制度審査会において共同企業体を活用することが

決定された場合には、その旨及び対象工事の概要を公示する。

i 工事完成保証人の選定

報告書においては、工事完成保証人制度の廃止及びそれに代わる制度の検 討が提言されているが、岐阜県においても、報告書と同様の考え方を採り、 新たな履行保証制度については、国等の対応を踏まえて検討を進めることと し、当面、相指名業者以外の業者の中から適正な施工能力を有する業者を選 定することを検討する。

j 国及び他の地方公共団体との情報交換

建設業者に関する全国レベルでの情報交換を進めることにより、一般競争 入札の資格審査等の実効性を向上させるため、(財日本建設情報総合センター の工事実績情報システム等のデータベースシステムへの入力を進めていると ころであり、その活用を図ることとしている。

k 技術力の脆弱な地方公共団体に対する業務支援

報告書の考え方と同様に、技術力の脆弱な市町村に対する業務支援の充実・強化を図るため、脚岐阜県建設技術センター及び脚岐阜県企画設計センターの組織を強化するとともに、その活用を図ることとしている。

I 談合情報があった場合の対応

報告書においては、談合情報が寄せられた場合の対応マニュアルを策定する必要性が指摘されている。国は、平成6年3月に、談合情報対応マニュアルを作成し、地方公共団体に対して通知したが、岐阜県においては、同マニュアルを参考にしながら、独自の談合情報対応マニュアルを作成し、同年6月から施行しているところである。県の談合情報対応マニュアルの概要は次のとおりである。

(1) 一般原則

入札に付そうとし、又は入札に付した工事について、入札談合に関する情報があった場合は、当該工事を担当する部局長は、談合情報報告書により、 速やかに入札制度運営調査委員会事務局に報告する。入札制度運営調査委員 会の座長は、委員会を召集し、委員会は調査の必要性の有無について審議する。

- (2) 具体的対応
- (i) 調査に値しない場合

委員会が、調査に値すると認める場合以外のときは、担当部局長は、下記 の措置を採る。

- ① 入札に際し、すべての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ② 「入札執行後談合の事実が認められた場合には入札無効とする」旨の 警告をした後に入札を行う。
- (ii) 調査に値する場合

委員会が、調査に値すると認めた場合は、担当部局長は、公正取引委員会に通報するとともに、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、その結果を 委員会に報告する。委員会は、事情聴取結果に基づき、談合の事実の有無及 び今後の対応について審議する。

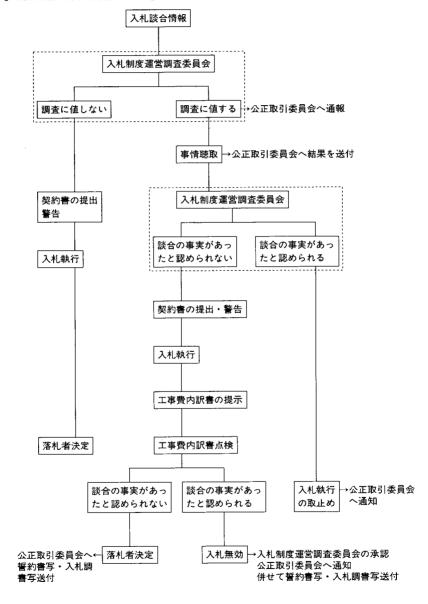
委員会が、談合の事実があったと認めた場合には、担当部局長は、入札の 執行を取りやめる。

談合の事実が認められない場合には、担当部局長は次の措置を採る。

- ① 入札参加者に誓約書を提出させる。
- ② 第1回の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書を提出させる。入札 には積算担当者が立会い、工事費内訳書を点検する。
- ③ 工事費内訳書の点検において談合の事実があると認められる場合は、 入札を無効とする措置を採る。担当部局長は、その措置について委員会 に報告し、その承認を取る。
- ④ 上記③以外の場合には、入札終了後、誓約書及び入札調書の写しを公正取引委員会に送付する。当該マニュアルに基づいた対応の流れは図5のとおりであるが、同マニュアルの特徴は次のとおりである。
- (3) 第三者機関の関与

図5 談合情報対応フロー

「入札執行前に情報を把握した場合]



談合情報があった場合の調査の必要性の検討等の対応方針の決定に際して、行政機関以外の者も構成員に含まれている入札制度運営調査委員会を関 与させ、手続に透明性、客観性をもたせたこと。

(4) 工事費内訳書の点検の徹底

工事費内訳書の点検は、談合情報を把握し事情聴取を行った結果、談合の 事実が認められないため入札を執行する際に行われる。

国の場合は、日程の関係で入札当日に事情聴取を行うなど時間的余裕がない等一定の場合には、工事費内訳書の点検は行わないこととしている。これに対し、岐阜県は、そのような例外を設けず、点検の徹底を図ることとしている。

(5) 誓約書の提出の徹底

入札執行後、契約締結前に談合情報を把握した場合、調査に値しないと判断されたときは、国においては、即、落札者と契約することとしているが、 岐阜県の場合、入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約するこ ととしている。

2 その他の取組み事例

ここでは、その他の地方公共団体による入札制度の改善の主な取組みを紹介することとする。

ア 新たな指名競争入札制度の活用

平成4年11月に出された中建審答申の中では、技術情報募集型、意向確認型等の四つの新たな指名競争入札方式の活用が提言され、国においても、平成5年4月から技術情報募集型の導入、同年5月から意向確認型の導入を実施しているところである。そこで、これらの方式についての地方公共団体の活用状況を概観することとする。

a 技術情報募集型指名競争入札方式

本方式の概要は次のとおりである。

- ① 対象ランクのすべての登録業者に対して事前に工事内容の提示を行う。
- ② 入札意欲のある建設業者から技術情報 (類似工事の実績、配置予定の技術者、当該工事の施工計画等)の提出を求める。
- ③ 技術審査会において、提出された技術資料を厳正に審査する。
- ④ 合格者は、指名基準に基づき、不誠実な行為がない限り指名される。
- ⑤ 要請があれば、当該要請者の技術資料に関する審査の結果を説明する ことを通じて非指名理由を説明する。

建設省は、平成5年4月から、おおむね10億円以上の高度な技術を要する 直轄工事について、本方式を導入したところである。

地方公共団体の中では、埼玉県が、平成5年1月から、下水道工事と河川 浚渫工事で、本方式の試行を行っている。また、同年7月から10月の間に は、茨城県、山梨県、兵庫県、石川県が本方式の試行を行っている。兵庫県 の場合は、「大規模な工事」を制限付き一般競争入札の対象とする一方で、 「中規模で技術的に高度な工事」を本方式の対象として、施工管理計画を始 めとする技術情報を募集し、技術審査会で審議を行った後、10社を選び、競 争入札を行うこととしている。

b 意向確認型指名競争入札方式

受注意欲の高い建設業者を選定することにより入札の競争性を高めることを目的とする本方式の手続の概要は、次のとおりである。

- ① 対象ランクの登録業者の中から工事規模、格付け時の評価及び建設業者の地域特性を中心に相当数(例えば20社程度)の建設業者を選択する。
- ② 選択された建設業者に対し、受注意欲の確認を行うとともに、簡易な 技術資料(類似工事の実績、配置予定の技術者)の提出を求める。
- ③ 受注意欲のある建設業者から提出された技術資料を参考に、技術的特性について評価するなど、指名基準に基づき建設業者を10社程度選定す

る。

建設省は平成5年5月から本方式の導入を実施しているが、地方公共団体においては、同年8月現在で、6都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、滋賀県)及び1政令指定都市(千葉市)が実施している。千葉市の場合は、土木・建築が3億円以下、舗装・電気・管・造園が2億円以下の工事で本方式の試行を行っている。

また、同年9月から11月の間に、三重県、広島県、神奈川県、新潟県が実施を行っている。神奈川県の場合、契約額が1億円から1億9,000万円程度の中規模公共工事を対象とし、指名委員会が登録業者の中から20~30社を選定し、受注意欲のある業者が技術資料等を提出する。委員会がそれらの書類を審査した上であらためて業者選定案を作成するが、審査に当たっては、虚偽記載のチェック等の作業を行い、受注意欲を示した業者は極力入札に参加させる方針を採っている。

c 公募型指名競争入札方式

本方式は、平成5年12月の中建審建議で提言されているものであるが、その中では、「技術情報募集型」及び「意向確認型」の指名競争方式を発展させ、新たに対象を広げつつ、「公募型」及び「工事希望型」の指名競争方式の導入を図るべきであるとされている。本方式は、入札参加意欲の確認を行うとともに、簡易な技術資料の提出を求めた上で指名を行う点に特徴がある。建設省では、工事規模が2億円から7億3,000万円までの公示について導入する方針を出している。

地方公共団体の中では、千葉県が、平成4年度から試行を開始し、平成5年度においても3,000万円以上の工事50件程度で試行している。また、山梨県は平成6年4月に、3億円から5億円の工事3件程度を対象として試行を行っている。岐阜県も、同年9月に、トンネル工事を対象として試行を行っているが、県内業者を含む2社構成の共同企業体であること等を入札の参加条件としている。

イ 制限付き一般競争入札

国は、平成5年10月以降、制限付き一般競争入札の試行を始めている。これに対して、地方公共団体の間では、同年8月現在では、都道府県・政令指定都市で導入している団体はなく、導入していたのは全地方公共団体中11市町村のみであった。同年9月に、都道府県・政令指定都市では初めて、仙台市が試行を行った。同年10月に、自治事務次官通知により、各地方公共団体に対して同方式の試行を求めたことにより、試行を開始する団体が次第に増加している。同年10月以降では、千葉県、石川県、広島県、兵庫県、静岡県、新潟県、富山県等が導入を実施している。県庁所在地では、盛岡市が、昭和47年度以来、電気、管、塗装、防水の4種類の工事で年間50件程度を制限付き一般競争入札で実施している。また、岡崎市は、昭和56年度から導入しているが、同市の場合、市内業者を対象とした制限付き一般競争入札を行っており、「市内業者」及び「市内業者に準ずる業者」に分けて、それぞれについて格付けを行っている点に特徴がある。

ウその他

a 指名競争入札における指名基準の制定、公表

平成4年11月の中建審答申では、指名基準の制定及びその公表を徹底する とともに、より具体的な適用基準を策定することを検討すべきであるとされ ている。

平成5年8月現在の状況では、都道府県・政令指定都市では2件を除きすべて策定している。しかし、市では22%、町村では52%の団体が策定していない状況にある。

また、基準の公表については、全地方公共団体の66%が未公表の状況である。現在は、上記の中建審答申を受けて、各地方公共団体は基準の制定・公表に向けて取組みを進めている段階である。また、基準が曖昧な場合には恣意的な裁量の余地があると指摘されているため、既に策定している団体においても、基準の一層の明確化や指名基準の具体的運用基準の制定を検討して

いる団体がある。

更に、静岡県のように、暴力団と関係のある業者の排除や労働福祉への配 慮など、業者のモラルに関する基準を加えている団体もある。

b 入札に関する事項

入札回数を現行の3回から2回に減らして業者の真摯な見積りを促す措置 や、適正な見積りを行うために土、日曜日や祝日を見積り期間から除く措置 を検討している団体が多い。

また、入札会場の一般公開については、福岡県宗像市が平成5年7月か ら、愛知県豊橋市が同年8月から実施しているほか、静岡県が平成6年4月 から報道機関に対する公開を試行している。

c 談合情報対応マニュアルの作成

岐阜県が作成したマニュアルの内容は前述のとおりであるが、他に千葉県 や埼玉県など、国のマニュアルを参考にしながら、独自のマニュアルを作成 する団体が逐次増加している。また、神奈川県横須賀市は、談合情報が寄せ られた場合、入札の直前に挫を行い、入札参加希望者の50%を除外する新た な制度を平成6年7月から導入することとしている。

V 入札制度のこれからの課題

新たな事務

地方公共団体の首長に対して、制限付き一般競争入札制度の問題点を聴い てみると、「事務量が増大する」、「地元中小業者の育成が阻止される」、「不 良不適格業者が参入する可能性がある」、「受注の偏りが生ずる」、「疎漏工事 が行われる可能性がある」等の点があげられている。

まず、冒頭にあげられている「事務量の増大」であるが、入札制度の改善 を図るために様々な措置の導入を開始した団体においても、その多くは、試 行の段階であるため、新たに生じる事務量をいまだに正確には把握できてい ないのが実情であると考えられるが、岐阜県の場合を例にとってみると、当 面生じた新たな事務は次のとおりである。

- (1) 入札制度審査会を始めとする3委員会開催のための連絡調整
- (2) 法令等の整備(新たな要領の作成、既存の各種要領の改正)
- (3) 各部局間の調整 (特に土木部と農政部、林政部等の公共事業所管部局との 打合せ)
- (4) 新たな入札執行事務

①公募型指名競争入札における技術資料等の審査、②制限付き一般競争入 札における資格要件の審査、③談合情報対応マニュアルに基づく工事費内訳 書のチェック作業

2 新たな事務に対応する予算及び体制

岐阜県の場合は、平成6年度予算から、入札制度改善事務費という事業名で所要経費の予算措置を行っている。事業の内容は、3委員会の開催経費及び印刷費等の事務費等である。また、上記のような新規の連絡調整事務のほか、苦情処理等の事務処理のための体制については、当面、新たな入札方式の試行を続けながら事務量の検討を行っていくこととしている。

3 新たな実務上の課題

入札制度の改善を図るための様々な措置の試行を重ねていく中で、地方公 共団体の実務者が直面している新たな課題には次のような事項がある。

ア 公告から入札までの過程の長期化と事務量の増大

公募型指名競争入札や制限付き一般競争入札に代表される新たな入札方式は、公告から入札までの過程の長期化をもたらす可能性を有しており、あわせて、工事の概要や資格等の公告事務の増大や、資格審査事務の増大、第三者機関及び関係部局との調整等の新規事務を伴うことから、実務者レベルでの作業量の増大をもたらすことが予想される。現在、各地方公共団体におい

ては、新たな制度の試行を繰り返しながら、新たな事務の設定の在り方や体制の在り方を検討している段階にあるといってよいであろう。

イ 新たな指名競争入札における技術資料等の客観的審査の在り方公募型指名競争入札においては、簡易な技術資料等を判断基準として、指名業者の選定を迅速に行わなければならない。この点については、実務上の相当の工夫を要するところである。

ウ 談合情報対応マニュアルに基づく迅速な対応

入札の前後に不測の事態として談合情報が入ってきた場合、関係部局、公 正取引委員会、更に団体によっては第三者機関等の審査機関に対して迅速に 連絡するとともに、的確に対応することが必要となる。この点については、 談合情報対応マニュアルを実際に運用する局面での、実務上の工夫を要する 分野であろう。

このように、平成5年度以来、我が国の公共工事の発注機関としての国及び地方公共団体は、入札制度の改善を図るために、画期的な制度改正と新たな制度の試行を続けてきたと評価することができるであろう。しかし、そこには、前述のような新たな課題、特に入札事務を直接の担当者が、経験と創意工夫に基づいて解決していくことを要する課題を生み出しているといってよいであろう。各地方公共団体においては、新たな制度の試行をこれからも重ねつつ公共入札事務の新たな姿の全容を把握しようと現在は模索中であるが、この数年のうちに、新たな事務が定着し、事務内容の全体像が整理されることが予想される。筆者としても、1日も早く、透明性、客観性を備えて入札システムが我が国に定着することを願うものである。

【注】

1) この資格要件をいかに定めるかという点は、特に土木、建築等の請負契 約においては、実務上重要な問題となっている。具体的には、従来から、 建設工事については、普通地方公共団体は、建設業法27条の2の規定によ り、中建審の意見を聴いて建設大臣が定めた建設業者の経営に関する事項 の審査の項目及び基準等を参考として「入札制度合理化対策要綱」を定 め、資格審査、入札の方法等について合理的な運営を図っている。

なお、長は、一般競争入札に参加する者の必要な資格を定めたときは、 これを公示しなければならないこととされている(自治令167の5 II)。

- 2) ボンド制度について――ボンドとは、建設工事の履行を保証会社が施主に対して保証する制度であり、請負者の債務不履行によって生じた発注者の損害の賠償、債務不履行のおそれのある請負者に対する資金的援助という機能を果たす。連邦政府の工事については、1935年のミラー法により、2.5万ドル(約250万円)以上の工事についてはすべてボンドの提出が義務づけられている。本制度は、表面上は公開競争入札とされていても、建設業者は、入札参加者条件により、ボンド会社の厳しい審査をパスして入札保証、履行保証等を獲得しなければならず、ボンド会社の徹底した信用調査が行われることになり、事実上の事前資格審査として機能している。
- 3) この報告書においては、以下の理由により、指名競争入札を採用することが適当であるとしている。
 - 「一般競争入札は価格のみに比重を置き過ぎて、工事の仕上がり具合に 注意を払わないという問題がある。工事は低廉であること以上に仕上がり に質が肝要であり、そのためには、誠実かつ十分な資質・能力を備えた相 手方と契約する必要がある。」
- 4) これらの考え方は、基本的には昭和58年の中建審建議の考え方と同様のものである。
- 5) ① 平成5年8月現在の一般土木部門の状況をみてみると、指名基準を 未策定の都道府県は2団体(4%)、政令指定都市は0団体、市は149 団体(22%)、町村では1340団体(52%)という状況である。
 - ② 指名基準を未公表の団体は、都道府県は22団体(48%)、政令指定 都市は6団体(50%)、市は362団体(69%)、町村は823団体(66%) である。
 - ③ 指名業者を未公表の団体は、都道府県及び政令指定都市は 0 団体、

市は103団体(15%)、町村は1501団体(58%)である。

④ 入札結果を未公表の団体は、都道府県及び政令指定都市は0団体、 市は21団体(3%)、町村は1078団体(42%)である。

したがって、都道府県、政令指定都市及び市にとっては、指名基準の未 公表団体が特に多く、その公表を促進することが主な課題となっている一 方で、町村は上記の四つの課題のいずれについても今後の推進が期待され る状況にある。

- 6) 平成5年12月15日に、昭和58年から行われてきたガット政府間調達協定 改定交渉が実質的に妥結した。その主な項目は次の2点である。
 - ① 調達協定の対象機関が拡大され、国の機関(中央政府)に加えて、 地方公共団体(都道府県及び指定都市)及び政府関係機関が新たに協 定の対象となったこと。
 - ② 協定の対象分野が拡大され、物品調達に加えて、サービス及び「建設サービス」も新たに対象分野となったこと。

なお、この協定の発効は、平成8年1月以降となる。また、このような 事態に対する対策の一環として、政府は、都道府県及び指定都市に対し、 1500万SDR (Special Drawing Rights) すなわち約24億3000万円の工 事について、一般競争入札方式の採用を勧奨するに至っている。

- 7) 参加資格登録業者の総数に占める外国企業数の割合は、平成3年度は都 道府県で0.03%、政令指定都市で0.11%であったのが、平成4年度には、 それぞれ0.04%、0.13%に増加している(平成5年8月調査)。
- 8) 平成5年8月の調査によると、指名審査委員会を設置している団体数が 全体に占める割合は、都道府県で100%、政令指定都市で92%、その他の 市で98%、町村で84%という状況であり、今後、特に町村における整備の 推進が期待されている。
- 9) 分離発注とは、例えば、ある建設工事の発注者が、建築・土木工事と設備工事を別々に発注するような場合を意味する。
- 10) 中建審は、昭和62年8月の答申・建議において、共同企業体の活用方式は、①大規模かつ技術的難度の高い工事施行に際して結成する「特定建設

工事共同企業体」と、②中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する「経営建設共同企業体」の2方式とし、それぞれに対応して、対象工事、構成員等について、各発注機関が共同企業体を運用する場合に準拠すべき「共同企業体運用準則」を示した。しかし、共同企業体の活用については施工の非効率化等の弊害が指摘されていた。そこで、平成6年3月に、中建審は、対象工事規模の拡大や予備指定の廃止等を盛り込んで当該運用準則の改定を行った。建設省は、現在、地方公共団体等の発注機関に対して、この運用準則に沿って共同企業体に対する発注を行うよう指導、助言を行っている。

11) 県民が委員会の構成員として位置づけられているしくみは、例えば公聴会における意見陳述の機会の保障に較べて、より安定的に手続保障機能が担保されているものと評価し得るであろう。